４　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

５　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「５　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「６　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

６　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。

７　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「１　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

９　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10　「２　行使する発行会社の議決権の数量等」欄において、本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合を記載すること。本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。また、本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を併記すること。本届出書受理日において届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権の数及び当該実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合と本届出の対象となる同意時点において行使する発行会社の議決権の数量及び議決権の総数に占める割合が異なる場合には、「８　その他の事項」欄に異なる理由を記載すること。

11　「３　同意の時期」欄について、本届出書受理日において、同意の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における同意の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

12　「４　同意目的等」欄中「⑶　候補者の氏名、住所及び国籍」欄において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものがある場合には、氏名に併記すること。

「⑸　候補者の経歴及び現職」欄において、候補者が令第３条の２第１項第３号又は第４号に規定するものの役員若しくは使用人その他の従業者（以下この記入要領において「政府関係者」という。）であった場合、政府関係者であった期間及び当時の役職を明記すること。

「⑺　候補者の選任に係る議案に同意する目的」欄において、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合は、候補者として自ら又は自らの関係者（対内直接投資等に関する命令第２条第１項第２号に掲げるものをいう。）を選定した理由についても記載すること。

「⑻　本届出書において届け出る同意に関する届出者と発行会社の間の連絡状況の有無」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑵　自己提案又は他者提案の別」欄において「イ　自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意」を選択した場合に記載すること。本届出書において届け出る同意に関して届出者と発行会社の間に連絡があれば「イ　あり」に印を付した上で、当該連絡の経緯及び当該同意に対する発行会社の意見について記載すること。

「⑼　事前届出業種に属する事業への関与方針」欄は、「４　同意目的等」欄中「⑴　取締役又は監査役の別」欄において「イ　取締役」を選択した場合に記載すること。届出者が候補者を通じて発行会社の営む事前届出業種に属する事業について、どのような関与を行う予定か記載すること。